

平成29年第5回平取町議会臨時会（開会 午前 9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより平成29年第5回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、1番松澤議員と2番松原議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、本日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。本日招集されました第5回町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催いたしました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日5月26日の1日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりよろしくお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、議案第1号権利の放棄についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第1号権利の放棄についてご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。町の有する権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。今回の権利放棄につきましては、同一人における同一債権が100万円を超える債権について放棄しようとするものであります。それでは、債権放棄の詳細につきまして、ご説明いたしますので2ページをご覧ください。債権につきましては、住宅改良資金貸付金元利収入の債権で2名の債務者の債権について放棄をしようとするものであります。債権放棄額につきましては、20件の債権で総額435万5984円となっております。3ページをご覧ください。債務者1の債権につきましては、昭和62年度に貸付金620万円の元利金のうち、平成17年から平成24年度までの債権額210万7754円につきまして、債権放棄をしようとするものであります。次に、債務者2の債権につきましては、平成3年度に貸付けをした640万円の元利金のうち、平成17年度から平成28年度までの債権額224万8230円につきまして、債権放棄をしようとするものであります。次に、債権を放棄する理由についてですが、債務者1の債権につきましては、債務者は平成26年10月に死亡しており、法定相続人は相続放

棄をしている状況にあります。町は、平成28年6月に地方自治法施行令第171条の2の規定による担保権の実行として札幌地方裁判所に対し、競売の申し立てを行い、112万円の債権回収となったわけですが、残債務については、今後も回収の見込みがないことから、債権を放棄するものであります。債務者2の債権につきましては、債務者は生活保護法の規定による保護を受け、資力の回復が困難な上、さらに長期療養を重ね、平成28年6月に死亡しております。平成28年7月には法定相続人からの申し出により担保となっている家屋の任意売却を行い、債権の一部、50万円を回収いたしました。残債務については、今後も回収の見込みがないことから、債権を放棄するものであります。また、債務者1及び債務者2における債権の連帯保証人への履行請求につきましては、長期にわたり督促、催告等の請求がなされておらず、このような場合、連帯保証人への請求を長期放置すると、その請求ができなくなるとの最高裁等の判例があることから、連帯保証人につきましても、履行の請求ができず、今後も回収の見込みがないことが認められ、債権を放棄するものであります。なお4ページから5ページまでの私債権放棄調書につきましては、それぞれの債権について、ご説明申し上げましたことの基本情報となっておりますので、説明は省略させていただきます。以上、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく権利の放棄についての説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。6番藤澤議員。

6番
藤澤議員

6番藤澤です。ただいまの説明におきまして、ほぼ、理解はしたところでありますが、この放棄の議件、議決前と言いますか、あるいは議決後、連帯保証人に対する説明方は、行われているのでしょうか、またするのでしょうか伺います。

議長

藤澤議員。

6番
藤澤議員

質問を言いかえます。私の質問もちよっと半分間違ってたかなと。議会前、今の上程前については私どもも数年にわたって説明を受けていたところですので、わかっているという私の認識でございますが、この議決された後には、こうなりましたよという、連帯保証人さんに対するの何らかの説明なりがあるものなんでしょうか。

議長

税務課長。

税務課長

お答えいたします。債務者1、債務者2の連帯保証人それぞれ2名おりましたが、既に連帯保証人につきましては死亡されているということで、特に議会の

議決後の報告ということはできないということになります。

議長

藤澤議員。

6 番
藤澤議員

藤澤です。ということは、今後このご家族に対してもそういうことはない。これで全て放棄決着ということによろしいんですか。

議長

税務課長。

税務課長

お答えいたします。法定相続人に関しましても、既に権利を放棄しているということから、特に議会の議決を得た後の説明、報告はいたしません。

議長

ほかございますか。なければこれで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 3、議案第 1 号権利の放棄については原案のとおり可決しました。

日程第 4、議案第 2 号平成 29 年度平取町一般会計補正予算第 1 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第 2 号平成 29 年度平取町一般会計補正予算第 1 号につきましてご説明申し上げますので、議案書 6 ページをお開き願います。第 1 条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ 4 3 2 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 1 億 9 9 2 5 万円にしようとするものであります。第 2 項におきまして歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出補正」によるとするものであります。また、第 2 条において地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によるとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、議案書の 11 ページ上段をご覧ください。歳出 10 款 2 項 1 目過年発生林業施設災害復旧費 1 5 節工事請負費 1 1 3 5 万円の追加であります。これは平成 28 年 8 月の大雨による災害復旧工事に要するもので、排水側溝土砂排土工事など町内 16 か所の治山施設及び林道関係の単独災害復旧にかかるものであります。次に下段 10 款 2 項 2 目過年発生農業施設災害復旧費 1 1 節需用費、修繕料 4 0 0 万円、1 5 節工事請負費 2 7 9 0 万円、2 目合計 3 1 9 0 万円の追加であります。修繕料 4 0 0 万円は、排水路決壊、農地土砂排土工事など、町内 10 か所の維持復旧工事にかかわるものであります。工事請

負費 2790 万円は、農地土砂排土、法面決壊など町内 29 か所の単独災害復旧工事にかかるものであります。歳出は以上です。一方、歳入につきましてご説明いたしますので、10 ページ上段をご覧ください。科目は 18 款 1 項 2 目平取町財政調整基金繰入金 1 節平取町財政調整基金繰入金 1525 万円の追加であります。これは、先ほど歳出 11 ページでご説明いたしました農林水産業施設災害復旧費に関して、対象となる起債を充当した上で、なお不足する財源を財政調整基金に求めようとするものであります。次に下段 21 款 1 項 8 目災害復旧債 1 節農林水産業施設災害復旧事業債 2800 万円の追加であります。内訳は、過年発生林業施設災害復旧事業 730 万円、過年発生農業施設災害復旧事業 2070 万円とするもので、起債充当率は 65%、元利償還額の約 80% が交付税措置されるものであります。歳入歳出予算補正は以上であります。次に 8 ページ、第 2 表地方債補正をご覧ください。第 2 表地方債補正は、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。先ほど、10 ページでご説明いたしましたとおり、本補正予算における起債の目的は、災害復旧事業で限度額を補正前の 150 万円から 2800 万円増額した 2950 万円にしようとするものであります。以上、平成 29 年度平取町一般会計補正予算第 1 号につきまして、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 4、議案第 2 号平成 29 年度平取町一般会計補正予算第 1 号は原案のとおり可決しました。

日程第 5、議案第 3 号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第 3 号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては、5 月 24 日に入札を執行しておりますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名につきましては、平取町国民健康保険病院敷地造成工事であります。工事場所、沙流郡平取町本町 67 番地 1、工事概要につきましては、病院の敷地造成工、土工、プレキャスト L 型擁壁工、コンクリートブロック積擁壁工、汚水排水工、各一式でございます。請負金額は 5184 万円。請負契約者につきましては、沙流郡平取町本町 44 番地、株式会社五十嵐工業、

代表取締役五十嵐千津雄氏であります。なお、工期につきましては、平成29年11月22日であります。本工事における入札参加業者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の4者でございます。落札率につきましては96.8%でありました。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第3号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第6、報告第1号放棄した債権の報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号放棄した債権の報告についてご説明いたします。議案書13ページをお開きください。平取町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町の債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。本条例に基づき、放棄をした債権については、同一人における同一債権が100万円以下の債権について放棄したものであります。14ページをご覧ください。生活保護要件による債権放棄でございます。この要件につきましては、生活保護法の規定による保護を受け、資力の回復が困難で、当該債権について履行の見込みがないと認められる債権について債権放棄をしようとするものであります。債権は排水処理施設使用料、6名の債務者で、20件の債権15万9800円。専用詮使用料6名の債務者で20件の債権、48万6700円、合計40件の債権で64万6500円の債権放棄額となっております。なお、債権放棄調書につきましては、それぞれの債権の基本情報となっておりますので、説明は省略させていただきます。続きまして19ページをご覧ください。時効要件による債権放棄でございます。この要件につきましては、消滅時効にかかる時効期間が満了した債権でありまして、債務者の所在が不明、かつ時効期間の経過した債権について債権放棄をするものであります。債権は専用詮使用料で1名の債務者で6件の債権、合計7万8690円の債権放棄額となっております。続きまして、21ページをご覧ください。強制執行等の要件による債権放棄でございますが、この要件につきましては、担保権の実行などの法的手段を尽くしてもなお回収できない債権について放棄をするものであります。債権は住宅改良資金貸付金元利収入で3名の債務者で3件の債権、合計1

03万2492円の債権放棄額となっております。この3件の債権は担保物権にかかる任意競売等による売却の全額を債務の弁済にあてた後の残債務について債権を放棄するものでございます。次に、23ページをご覧ください。徴収停止要件による債権放棄でございますが、この要件につきましては、地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった債権について、1年経過後もなお資力の回復が困難で履行の見込みがない債権について放棄するものであります。排水処理施設使用料、10名の債務者で16件の債権、合計9万1250円の債権放棄額となっております。条例に基づく債権放棄額合計は、債務者26名、債権65件、総額184万8932円となっております。以上で債権管理条例に基づく放棄した債権の報告について説明を終了いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第6、報告第1号放棄した債権の報告についてを終了します。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案3件で原案可決3件、報告1件となっております。以上で全日程を終了しましたので、平成29年第5回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでございました。

(閉会 午前 9時51分)